

歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画局歩くまち京都推進室が実施するプロポーザルに関して、各発注業務（ただし、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きに係る指針」に基づき発注する調査・設計等の業務を除く。）の受託者として最も適した候補者を選定するに当たり、必要な事項を審査するため受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置及び構成に関し、必要な事項を定めるものである。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、各発注業務に応じて個別に設置及び構成することとし、その設置及び構成については、各発注業務におけるプロポーザルの実施と併せて決定するものとする（以下、各発注業務における委員会については「各委員会」という。）。

(審査事項)

第3条 各委員会は、当該業務に係る企画提案者の提案内容について別に定める「評価要領」に基づき審査するものとする。

(委員会の構成)

第4条 各委員会に委員長を置く。

2 各委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 都市計画局歩くまち京都推進室長

副委員長 当該業務を所掌する担当部長又は委員長が指名する者

委員 当該業務を所掌する課長級以下の職員、その他委員長が指名する者

また、委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第1条に掲げる委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、前条に掲げる委員が就任時の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席又は委任をもって成立するものとする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。